高知市庁達第 号

高知市固定資産評価審査委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和6年 月 日

高知市固定資産評価審査委員会委員長 窪 田 有 孝

高知市固定資産評価審查委員会公文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、高知市公文書等の管理に関する条例(令和5年条例第19号。以下「条例」という。)第11 条第1項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会における公文書の管理について必要な事項を定めることを 目的とする。

(総括文書管理者)

- 第2条 事務局に総括文書管理者を置く。
- 2 総括文書管理者は、主任書記(2人以上の場合は、主任書記のうち委員長の指名するもの)とする。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 公文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
 - (2) 公文書の管理に関する必要な改善措置の実施
 - (3) 公文書の管理に関する研修の実施
 - (4) 組織の新設及び改廃に伴う公文書の管理に関する必要な措置の実施
 - (5) この規程の施行に関し必要な細則の整備
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関する事務の総括 (文書管理者)
- 第3条 事務局に文書管理者を置く。
- 2 文書管理者は、事務局の職員のうち総括文書管理者が指名するものとする。
- 3 文書管理者は、その管理する公文書について、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 保存
 - (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
 - (3) 公文書ファイル管理簿への記載
 - (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
 - (5) 管理状況の点検等
 - (6) 公文書の作成,整理その他公文書の管理に関する職員の指導等 (進用)
- 第4条 この規程に定めるもののほか,固定資産評価審査委員会における公文書の管理に関し必要な事項については、高知市公文書管理規程(令和6年庁達第 号)の例による。ただし、同規程第10条、第43条及び第49条に規定する別表は、別表のとおりとする。
 - 2 公文書の作成に用いる文の用字, 用語, 形式等については, 高知市公文規程(昭和62年庁達第13号)の例による。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 公文書の保存期間及び保存期間満了の措置に関する基準表

1 公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表

基準表は、各実施機関が共通して保有すると考えられる公文書について、業務類型ごとに整理し、それぞれ 保存期間、保存期間満了時の措置等を示すものである。

保存期間については、業務類型において通常必要と想定される期間等を考慮し、保存期間満了時の措置については、以下のいずれかに該当するものが含まれる文書を市長に移管すべきもの(歴史公文書等)と設定した。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境,自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 市の歴史, 文化, 学術, 事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書 なお、基準表に定めるほか、移管すべきと想定されるものについては、基準表以下の「2政策単位での保存期間満了時の措置」から「6注意事項」までで示している。

期間満「時の措直」から「6汪恵事項」までで示している。						
事項	業務の区分	文書の類型	具体例	保存 期間	保存期間 満了後の 措置	
A 条例,規則	川,庁達等の例規	見に関する公文書				
1 規則の制	(1) 立案の	ア 立案の基礎	立案の契機となった事	20年	移管	
定又は改廃	検討	文書	項に関する文書			
及びその経		イ 立案の検討	・ 他自治体の先進事例調			
緯		に関する調査	査			
		研究文書	・ 関係団体,関係者のヒ			
			アリング			
		ウ 立案の検討	• 開催経緯			
		に関する附属	 諮問			
		機関及び懇話	• 会議録,配布資料			
		会等文書	• 答申,報告,提言			
	(2) 他の行	協議文書	・ 他の行政機関との協議			
	政機関との		案			
	協議		・ 他の行政機関からの質			
			問,意見			
			質問等に対する回答			
	(3) 規則等	決裁文書, 公布	· 決裁文書(理由,新旧			
	の決定及び	文書	対照表等を含む)			
	公布		• 公布文書			
	(4) 解釈又	解釈又は運用基	• 逐条解説			
	は運用基準	準策定のための	• 運用解釈			
	の策定	文書	・ 運用手引			
2 規程の制	(1) 立案の	ア 立案の基礎	立案の契機となった事	20年	移管	
定又は改廃	検討	文書	項に関する文書			

ロッドフ. の夕		ノー大学の投製	(余)		
及びその経		イ 立案の検討	・ 他自治体の先進事例調		
緯		に関する調査	查 图 <i>医</i> 图4、图 <i>医</i> 4 0)		
		研究文書	・ 関係団体, 関係者のヒ		
			アリング		
		ウ 立案の検討	・開催経緯		
		に関する附属	諮問		
		機関及び懇話	• 会議録,配布資料		
		会等文書	• 答申,報告,提言		
	(2) 他の行	協議文書	・ 他の行政機関との協議		
	政機関との		案		
	協議		・ 他の行政機関からの質		
			問,意見		
			質問等に対する回答		
	(3) 規程等	決裁文書,公表	· 決裁文書(理由,新旧		
	の決定及び	文書	対照表等を含む)		
	公表		· 公表文書		
	(4) 解釈又	解釈又は運用基			
	は運用基準	準策定のための	運用解釈		
	の策定	文書	運用手引		
3 要綱(告	(1) 立案の	ア 立案の基礎	立案の契機となった事	20年	移管
示するもの	検討	文書	項に関する文書		
に限る。)	1544.7	イ 立案の検討	他自治体の先進事例調		
の制定又は		に関する調査	查		
改廃及びそ		研究文書	・ 関係団体,関係者のヒ		
の経緯		WINDOW E	アリング		
2 ///_		ウ 立案の検討			
		に関する附属	諮問		
		機関及び懇話	 会議録,配布資料 		
		会等文書	・ 答申,報告,提言		
	(2) 他の行	協議文書	他の行政機関との協議		
	政機関との		案		
	協議		・ 他の行政機関からの質		
	加坡		問、意見		
			,		
	(O) #F (VIII AV)	为	質問等に対する回答		
	(3) 要綱等	決裁文書,公表	・ 決裁文書(理由,新旧		
	の決定及び	文書	対照表等を含む)		
	公表	#200772504 #200772504	 公表文書 		
	(4) 解釈又	解釈又は運用基準等字のをゆの	 逐条解説 		
	は運用基準の等字	準策定のための	運用解釈		
4 要綱(告	の策定	文書	・ 運用手引	田伽の序に	リアン・・・
. /					
4 要綱(告 示するもの	(1) 立案の 検討	ア 立案の基礎 文書	立案の契機となった事項に関する文書	要綱の廃止の日の属す	以下について 移管

			(柔)				
を除く。)		イ 立案の検討	・ 他自治体の先進事例調	る年度の翌	・ 市政に大		
の制定又は		に関する調査	查	年度の4月	きな影響を		
改廃及びそ		研究文書	・ 関係団体,関係者のヒ	1日から起	与えたもの		
の経緯			アリング	算して5年			
		ウ 立案の検討	• 開催経緯				
		に関する附属	· 諮問				
		機関及び懇話	· 会議録,配布資料				
		会等文書	• 答申,報告,提言				
	(2) 他の行	協議文書	・ 他の行政機関との協議				
	政機関との		案				
	協議		・ 他の行政機関からの質				
			問,意見				
			質問等に対する回答				
	(3) 要綱等	決裁文書, 公表	· 決裁文書(理由,新旧				
	の決定及び	文書	対照表等を含む)				
	公表		・ 公表文書				
	(4) 解釈又	解釈又は運用基	 逐条解説 				
	は運用基準	準策定のための	運用解釈				
	の策定	文書	・運用手引				
B 市の各種制							
1 他の執行	(1) 事務の	検討文書	事務委任又は補助執行	20年	移管		
機関との事	委任又は補		に関する検討案				
務の委任又	助執行に関						
は補助執行	する検討						
に関する事	(2) 他の執	協議文書	・ 意見,質問,課題提起				
項	行機関との	VV3H3A27 C	文書				
	協議		· 意見,質問,課題提起				
	DD3H422		に対する回答文				
	(3) 事務の	決定に関する文	事務の委任又は補助執	1			
	委任又は補	書	行決裁文書				
	助執行に関		14000000				
	する決定						
9 の次と							
1 市議会等	(1) 議案等	立案の検討に関	- 開催経緯	20年	移管		
への議案提	の検討	する審議会,委	· 諮問	201			
出等に関す	· > 15/H 1	員会等の文書					
る事項		スムリンへ目	- 答申,報告,提言				
0 T X	(2) 議案等	議案等の決定過	他自治体,民間企業の	+			
	の協議	程に関する文書	状況調査				
	マン 7777 円式	(土に成り 3人首	1人人の ・ 関係団体, 関係者との				
			とアリング				
	(3) 議案等		・ 議案提出決裁文書	-			
	(3)		哦米! 灰山(八双)人青		<u> </u>		

	の決定	書			
D 行政手続,			L 請求等をいう。以下同じ。)に関	L する公文書	
1 不服申立	(1) 不服申	不服申立ての提	・ 不服申立書, 異議申立	裁決,決定	以下について
てに関する	立ての提起	起に関する文書	書	その他の処	移管
裁決,決定	(2) 要件審	要件審査に関す	調査票	分がされる	例規又は
その他の処	查	る文書		日の属する	市政方針に
分(附属機	(3) 審理	ア裁決、決定	・ 弁明書,反論書,意見	年度の翌年	大きな影響
関及び懇話		その他の処分	書	度の4月1	を与えたも
会等におけ		をするための		日から起算	の
る検討等を		決裁文書その		して30年	
含む)及び		他当該処分に			
その経緯		至る過程が記			
		録された文書			
		イが国機関及	・ 附属機関及び懇話会等		
		び懇話会等の	の文書 (諮問, 答申, 建議		
		文書	等)		
	(4) 取下げ	取下げに関する	・ 取下書		
		文書			
	(5) 裁決等	裁決書又は決定	• 裁決書,決定書		
		書			
	(6) 通知	関係者への通知	• 処分通知書		
		書			
E 職員の人事	事等に関する公式				
1 非常勤職	(1) 非常勤	非常勤職員の設	・非常勤職員の設置に関	30年	以下について
員の任免に	職員の設	置に関する文書	する文書		移管
関する事項	置,準備				・市政に対
	(2) 非常勤	選考の実施及び	・ 選考の実施及び結果に		して重要な意
	職員の選考	結果に関する文	関する文書		思決定をする
	の実施	書			役職の任免に
	(3) 非常勤	非常勤職員の任	・非常勤職員の任用又は		関する文書
	職員の任免	用又は解職に関	解職に関する文書		
	/ a\	する文書	A Coulded Annual Control of the Country of the Coun		
	4) 非常勤	出勤、休暇等に	・ 出勤、休暇等に関する		
	職員の服務	関する文書	文書		
	に関する事				
備考	項				

備考

- 1 法律若しくはこれに基づく命令又は条例等による保存期間の定めのある公文書は、当該法律若しくはこれに基づく命令又は条例等の規定による。
- 2 本表に当てはめることが困難な公文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。その際、保存期間満了時の措置については、「1公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」の(1)~(5)に該当す

るものが含まれる文書は移管とするものとする。なお、基準表の複数の項目に該当し、判断に迷う場合には、 保存期間の設定についてはより長いものを、保存期間満了時の措置については移管とするものを選択するこ とが望ましいことに留意する。

2 政策単位での保存期間満了時の措置

市として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく市全体として対応し、 その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、「1公文書の保存 期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」に示す考え方に照らして廃棄とされているものも含め、原則 として移管するものとする。

- (1) 市町村合併に関する文書
- (2) 旧市町村における重要な文書
 - ア 市長, 町長又は村長事務引継書
 - イ 災害に関する記録
 - ウ 市史, 町史又は村史編纂資料
 - エ 旧市町村のシンボル (市章, 町章, 村章, 花, 木, 鳥, シンボル等)
- (3) 市における行政等の新たな仕組みの構築
 - ア 行政組織の改編
 - イ 情報公開制度や公文書管理制度のように市政全体に共通して適用される制度の創設
- (4) 災害及び事故事件への対処
 - ア 1970年台風第10号による災害に関するもの
 - イ 1975年台風第5号による災害に関するもの
 - ウ 1976年台風第17号による災害に関するもの
 - エ 1998年集中豪雨による災害に関するもの
 - オ 新型コロナウイルス感染症に関するもの

3 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成し、又は取得された文書については、市の来歴を知る上で重要な情報が記録された希 少な文書といえるため、原則として移管するものとする。

4 広報資料

移管することとされた文書に関連する広報資料については、移管文書の理解に資するため、必ず当該移管される行政文書ファイルに合わせてまとめ、移管することとする。

5 特定秘密である情報を記録する公文書

特定秘密である情報を記録する公文書については、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号),特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)及び運用基準を踏まえ、移管又は廃棄の判断を行うものとする。

6 注意事項

- (1) 「移管」とされている文書が含まれている公文書ファイル等はすべて移管することとする。ただし、分割を行った上で、改めて保存期間満了時の措置を設定することは可能とする。
- (2) 移管については、当該業務を主管する所属の文書管理者において行うものとする。

(3) 基準表において廃棄とされているものについても「1公文書の保存期間及び保存期間満了時の措置に関する基準表」の(1)~(5)に該当すると判断される場合には、移管すべきものである場合がある。また、当初廃棄としたものについても、保存期間中に生じた出来事などによって歴史的重要性を帯びる可能性があり、その場合には、保存期間満了時の措置を移管に変更する必要があることにも注意する必要がある。